

第3回逗子市地域自治システム全体懇話会 会議概要

日 時：平成 25 年 11 月 20 日（水）19：00～21：00

場 所：逗子市役所 5 階会議室

出席者：

（メンバー）田中メンバー、吉田メンバー、北川メンバー、橋本メンバー、永瀬メンバー、上泉メンバー、三原メンバー、松井メンバー、宗貞メンバー、大澤メンバー、松並メンバー、小平メンバー、瀬田メンバー、三田村メンバー、柳原メンバー

（アドバイザー）名和田法政大学法学部教授

（市）平野経営企画部長、谷津経営企画部次長、廣末企画課長、仁科企画課副主幹、稲井主事、平元主事、森本市民協働部担当部長、細野市民協働課専任主査

議事概要：

1. 開会（事務局）

2. 「ずしの新しい地域自治」の仕組みの詳細の検討

（1）第2回全体懇話会に出された意見等の確認

（事務局）前回は仕組みの詳細の検討の2回目として、各小学校区の懇話会でいただいたご意見等を共有するとともに、逗子市全体としての仕組みづくりという視点から、おもに資料5を用いて、事務局のほうで論点や校区ごとに意見が大きく分かれているものなど、特徴的なものをピックアップしながら紹介し、「1. 定義」から順に検討内容の項目ごとに意見をしていただいた。

なお、前回は、検討内容の項目としては、「3. 住民自治協議会の要件と認定」ページとしては11ページの途中のところまで進んだところであり、その意見交換等の概要は、事前に送付した第2回会議概要に記載されているとおりである。

（2）意見交換

（メンバー）皆さん同じ様な疑問を共通で持っている。今後のスケジュールにおいて、これが終わるとパブリックコメントになると思うが、その後で質問などをしたときはどこが対応してくれるのか。経営企画部が全地域に組織ができるまで対応するという事なのか。例えば、沼間で言えば拠点づくりについて、2年くらい前から議論している。公民館について、誰がどの程度進行させているという話がない。そういった話がない中で全体の話をしてもなんとも言えない。おおむね協議会づくりには賛成をしているが、具体的に検討したときに疑問点がたくさん出てくる。そうした時に答えてくれるところ、責任所管はどこになるのか。

（事務局）今は全体懇話会なので、沼間地域の個別のお話は別のところでさせていただき

たい。これまでも経営企画部と市民協働部がタッグを組んでやっており、これからもその様に進めていきたいと考えている。今現在は仕組みもない中でやっているため、その仕組みを作るためのご意見を伺っている段階である。準備会等の立上げにあたって説明を要する場合や何かあれば、引き続き対応したいと思っている。

(メンバー) 全体像は皆さん検討していると思うので、もう一步踏み込んだ話をしてはどうか。

(事務局) 全体像ができているとおっしゃられるが、まだ仕組みはない。一步先に進めたいというお話だが、行政としては仕組みを作らないと先に進めないという状況があるため、全体懇話会や校区懇話会を実施してきた。今全体懇話会でやっている事と、メンバーが検討したいとおっしゃる内容は異なると思う。

(メンバー) 一番危惧しているのは、第3回で全体懇話会は終わるというスケジュールになっていると思うが、我々としてはこれまで疑問点をぶつけてきているものの、きちんと噛み合わないまま終わったとなると困る話である。今日で資料5の意見交換が終わったとしても、まだ他に疑問点があるなら事務局としてもう1・2回やろうということなら良いが。

(事務局) 制度の話し合いをまだしている事にご不満を持っている方もおり、実際に動いていく中で見直していこうという意見もある。制度をきちんと固めていく中で、校区懇話会、全体懇話会でご意見をいただいていたと思っている。まだ納得いかない点は、準備会やその前の勉強会などお互いに話し合っていきたい。ただ、片や組織づくりを進めていこうというところと、まだ議論をする段階の所とのバランスは取っていないといけないとは思っている。

この制度は最初は要綱で進めようとしており、条例で初めから固めてしまうと動きづらいところがある。だから、まずは皆さんと協議をしながら進めてみて、修正すべきところは条例にしていく際に見直していこうと思っている。更に、名和田アドバイザーのアドバイスを受けて、全国的に成功している事例のエッセンスを加えながら、うまい仕組みを作っていければと思っている。だから、制度の仕組みというよりは、どうやって組織を作っていくかを検討する段階に早く入っていきたいと考えている。

(メンバー) 一緒に協働しながら、学習しながら高めていくという姿勢であるならわかる。ただ、学習の機会があまりにも少ない。

(事務局) 校区懇話会から既に1年以上かけてきている。学習の機会が少ないというのであれば、我々はいつでも説明に伺う。制度をスタートしてみて悪い点を直していくという手もあると思う。

(メンバー) 住民が進めるならわかるが、行政が進めるから不安になる。名和田アドバイザーの取り組みも調べたが、小学校区単位で何かしようということには多いに賛成である。ただ、3月の着地点があって、そこに向かっていってるので、拙速であるという意見を皆持っていると思う。自分たちの自治会の歴史の検証もできないまま、学習の機会もない。

社会福祉協議会が福祉教育でやっており、それを支援する形であれば良いがそうではない。3年前から職員を研修してきているのであれば、超高齢化社会というのは先の話なので、学習の機会を十分に設けていただきたい。

(事務局) 今のお話だところから3年間は勉強の期間となるが、それでも構わないのか。制度ができないと前に進むこともできない。

(メンバー) 制度は作ろうと言っている。修正がどこまで効くのかを聞いた上で、みんなが刷り合わせをすればいくらでもできるわけで、今はなんとなく皆がクエスチョンマークがある中で物事を見ているからいろんな話がでてきている。これを一般の市民に話すとなると、よっぽど何かしないと説明がしきれない。組織作りましょうと言う話があったが、それをどうやって作るという話が一切ないとはっきり言って実現できない。町内会・自治会で皆さんそれなりの役割があって、なおかつこれがプラスワンで入ってくるわけだから、やってもらうための説明は並大抵のものではない。その辺だけはわかってほしい。

(事務局) それは理解をしているつもりである。

(メンバー) 個々の所管との具体的な話が出てきてもいい時期だと思うが、まだ一切出てこない。勉強会等の話もしたいが、どこかわからないのでやりようがなく、結局経営企画部に聞くしかない。

(事務局) まだ進めるには勉強の期間が必要という意見が小坪のメンバーから出ているが、制度の成立がもう少し先になると具体的な協力も難しくなる。制度の成立をお示ししているスケジュールでいく方が、沼間には好都合だが、小坪にはそうした進め方は好ましくないという意見の違いがあることは、この全体懇話会で確認ができたと思う。

(メンバー) それもそうだが、沼間だってこの事について諸手を挙げて賛成というわけではないと思う。賛成ではないが、協議会ありきで連合会を作っており、準備ができているからやるのであって、沼間は必ずしも全て満足しているわけではなく、小坪とベクトルが合っている部分はある。我々が言っているのは、物事のいわゆる憲法の部分をきちんとしないと、後がまずいのではないかということだ。制度を作っても変えていく事ができるのであればそれで良いが、決まったことはなかなか変わらないというのが世の常なので、最初にその部分を確認したいと思っており、そのためには議論が足りないと言っている。制度の成立時期を延ばそうとも考えていないし、沼間の邪魔をする気もない。

(メンバー) あるところまできたら議論していてもしょうがないので、沼間でテストケースをやって実践すれば、皆さんにもわかりやすくなるのではという話もしたくなる。

(事務局) 実際にやろうというのと、制度をもう少し議論しようというのは違う話である。最初の時期は沼間地区をモデルというお話をした時もあったが、やはり5小学校区で議論をすべきと思い、皆さんのところで懇話会を作らせていただいた。その議論を経て、制度をまず成立をさせて、地域ごとに協議会の作り方は協議させていただこうとしている。

(メンバー) こういうのは全部が完璧になってからというのは、動く方も動きづらい。今事務局が言ったように、要綱の段階で見切り発車と言っているのかわからないが、ゴーサ

インを出してからやっても良いのではないか。池子も連合会を作ってから動きだすまでに10年間かかった。おいそれと1年や2年でできるものではなく、組織ができたからといって全てができるわけではないので、10年がかりくらいで見ていくべきものと思う。となると、この段階で先送りするよりも、言葉は悪いが、見切り発車で動いていかないと進まない。自治会はトップダウンでは動かず、私も避難所運営委員会の事務局長をやっているが、メンバーと同等である。そうしたメンバーが集まっており、こうしろああしろとは言えないので、長い目で見ていかないといけない。この制度案についてもまだ聞きたいことはたくさんあるが、ある程度目に見えるものを作っていただいて、それから運用の中で調整していくべきである。

(メンバー) 小学校区ごとに温度差が違うことはわかった。問題解決をしていこうという点では、行政も我々も意見が一致していると思うが、住民自ら起こってくるものであれば良いが、そうではないため、拙速だけはさけていただきたいと思っている。

(事務局) 組織を作っていくのは地域が主体である。何のために作るかは、地域で解決できる地域の問題を解決していくためである。それは時間をかけて議論をしていくべきである。池子小学校区は、連合会に10年くらいかかったというお話もあったが、それもあって、子ども会やそれ以外の方も連合会の会合に参加されており、私たちが目指すものに近い。だから、池子小学校区については、連合会から住民自治協議会に移行していく想定で懇話会でご意見をいただいていた。沼間小学校区も協議会を想定して組織を作られたのだと思う。そこを応援していく制度の仕組みを、来年4月を目途に用意していきたいと考えている。組織を作るのも大変だから、一緒に議論していこうというのが小坪小学校区の話だと理解している。

(メンバー) 先週全体懇話会メンバーの有志で集まりざっくばらんな意見交換をやり、その際に進め方の不安の話があった。この場合は、市と各地域の対立の場ではなく協働でやるべきだが、今は自分自身が納得できておらず、かつ地域に戻ると説明責任もある。沼間も池子も小坪も連絡会があるが、逗子小学校区は全くないところから始めないといけないので、不安が大きい。先ほどから制度の話があるが、制度の前にイメージありきだと思っており、イメージの前に言葉がきてしまっているから難しくなっている。先日の議会の本会議の中で合意形成と答弁していたが、この場ではその合意形成をお願いしたい。校区懇話会の時から言っていたが、質問、意見を取りまとめないのかという意見に対して、ここは意見を集める場だからやらないと言っていたが、それではいつ意見を取りまとめるのか。薄々感じているのは、全体懇話会の3回が終わったら既成事実はできたので次のステージに走ってしまうというのが怖い。そうすると、地元に戻って説明会をした時に、突き上げられるのが目に見えている。

(メンバー) 小坪懇話会も4回を5回に伸ばしてもらった。今回も来年4月にスタートしようというのが見えているが、市の説明も宙ぶらりであり、メンバー側もそうであり、地域に戻って非常に不安な説明をしなければならないというのが現実である。この間も小坪

のまちづくり委員会で自治システムの質問をされたが、まともに説明できなかった。市の言うことが我々に確実に伝わっておらず、一方的にされたような印象がある。市が3年前からやっているのであれば、形を整える方法を地域で相談してくれないかと投げかけるのが本来の方法である。元に戻ったような話で申し訳ないが、1年経っても宙ぶらりというのはどこの地域においても納得ができないと思う。

(事務局) 制度にこだわるわけではないが、制度がきっちりないと具体のお話に行くこともできない。校区懇話会や全体懇話会で行政が論点を出しているのは、議論があるだろうということについてだが、それを制度にならない中で、こんな論点があるとは説明に行けないため、懇話会を開催しご意見をいただいている。それを受けて、地域からお声がかかればいくらでもお伺いしたい。制度を作ったからこれで終わりだとは誰も思っていない。これからが大変だというのは重々認識している。皆さんとお話をしていく中で、組織や仕組みができていくと良いと思っているが、より具体の説明をするためにも制度を少し固めて要綱という形にしていきたいと思っている。

(メンバー) 協議会の窓口は一つにすることを基本方針としてくれれば、後は地域に任せればよいと思う。協議会に個人も入るという話もあるが、窓口を一つにしているのに個人が入ってきて何をするのか。こういう基本的な考え方がきちっとしておらず、そこが皆さんの心配事になっている。

(事務局) 協議会がどういうものであるかというのを決めるために、今ご意見をいただいているため、この場で協議会とはこういうものだとしが一方的に説明はできない。個人を入れるべきでないという意見もあれば、入れるべきという意見もあり、そうした多様な意見を受け、市全体としてどうすべきかを検討していく流れである。

(メンバー) 協議会は各地区の窓口なのではないか。その基本方針はどうか。

(事務局) 協議会の窓口というお話があったが、資料5の「4. 住民自治協議会の役割」において窓口というお話があるため、よろしければこの議論に入っていきたい。

窓口は一つというお話があったが、(5)の項目で「市との協働、調整等の窓口になる。」と記載しているのは、窓口をここだけにするという意味で示したのではない。今までどおり直接担当課を通した方が楽に進む話もあると思うし、また、池子小学校区でいただいたご意見でも、「今後は協議会を通さないと各自治会は問題点を市と調整することができなくなるのか、今までのように気軽に連絡ができなくなるのか」といったご意見があった。これについて、市として何か対応すべき事案があった際に、協議会を介さないと市は対応しないという制度ではない。まずは、地域で解決できることは地域で解決できるような仕組みと考えている。

名和田アドバイザーからも窓口機能を一元化する事例はあるが、逗子市として考えていけば良いというコメントをいただいている。メンバーのご意見として、窓口を一元化しないと協議会の機能が弱まるのではないかという話もあったが、そこまで強い縛りにするものではないと思っているので、緩やかな連合体というものをイメージしている。

次は「5. 市の役割」で、こちらは市と住民自治協議会との関係、市の姿勢について述べたものである。基本的には地域の主体性を認めていき、補完性の原則という考えに基づいて行っていくとしている。

続いて、「6. 地域のまちづくり計画の策定」についてだが、この項目では、久木小学校区で名和田アドバイザーから「地域でどんな課題があるのか整理することは必要であり、その意味で計画づくりというのは必要」とお話があったように、住民自治協議会が短期的な活動方針を決めた後、計画的に活動を行っていくために地域の課題を整理していくことが重要だと考えている。論点としては、13 ページの②「住民自治協議会に参加していない団体、特に自治会・町内会に係るエリアについての取り扱い」があり、これについては、ほとんどのご意見が不参加のエリアも含めて計画すべきというものだった。その際には、どのように当該地域の住民の意向を吸い上げるかということが課題になってくることが考えられる。

(メンバー) 住民自治協議会が地域の代表になっているにも関わらず、自由にどうぞというスタンスだと、地域の協議会に参加せず市と直接やれば良いと思われてしまう。市民の中にもいろいろな考えがあるから、あちこちから意見を取り入れるべきというのは、次元の違う意見だと思う。沼間は、一つにまとまりたいために一つの協議会を作ったのなら、皆がそれを使って物事を進めていくのが筋だろうという話をしている。これからはまとまる方向で動くべきだから、行政もその方向を強くするスタンスを出さないと、いつまで経ってもまとまらない。

(事務局) 次の項目は 14 ページ、「7. 住民自治協議会の事業等」である。ここは、ア～エについて、具体的な事業を想定した意見等のほか、その他のご意見としては 15 ページから 17 ページ頭までいただいている。逗子小学校区で多く意見をいただいております、これは懇話会においてア～エの事業が実施できるかどうかをおたずねした結果である。「実施できる」という肯定的な意見が多く、また、「まずはやってみて、課題があればその時考える」といった意見もいくつかみられた。住民自治協議会の事業については、住民自治協議会が何をする組織なのかを性格づけるものでもあるが、ア～エの事業は、どの地域にとっても共通で実施していただくことが、市にとっても、地域住民のみなさんにとっても必要なものと考えられるものである。しかしながら、住民自治協議会を立ち上げたら、いきなりいろいろな事業を市からお願いするというわけではない。

また、(2) は住民自治協議会がしてはならない活動をあげているが、「ア 宗教の教義を広め、儀式を行事を行い・・・」という項目について、いくつかの協議会から質問があった。これについては、久木小学校区から要望があり回答している内容を紹介すると、クリスマス会については、日本におけるクリスマス会は、一般的な宗教の意味をもたない世俗的な行事であり「宗教活動等」に該当しない。したがって、住民自治協議会はクリスマス会を開催することができる。また、氏子会が住民自治協議会に加入することについては、氏子会は、神社の近隣の住民によって組織され、地域に密着したまちづくり活動を行って

いるが、基本的には信者の組織であることにはかわりなく、宗教性がないとは言えない。したがって、氏子会は住民自治協議会に加入することはできないと考えている。

(メンバー) 氏子は地域にある氏神様を守っている人たちであり、そうした人をなぜ外さないといけないのか。

(メンバー) 氏子総代を中心にまとまっているところもあり、集落の基本的なあり方だから、それが宗教性があるというのは偏見ではないか。

(事務局) 厳密な言い方をすれば、氏子会という宗教組織としては、住民自治協議会に参加することは、最高裁の判例上、難しい。

(メンバー) 久木の際は氏子会という話ではなく、地域の伝統行事として入れられないかという話をしたが、それに対して氏子会はだめだという回答だった。しかし、これは地域の伝統的行事の範疇に入れられないのか。久木連合町内会には、規約に久木神社の祭事を支援するというものがある。

(事務局) 今回の協議会は市の方で制度を作り地域の皆さんが組織していただくものであり、そこに人的支援、財政的支援をするという立場上、伝統文化になりつつあっても宗教活動の側面もあるという見方をされてしまう。

いろいろな事例も他でも出てくると思うので、こちらも勉強をしながら進めていきたいと思う。

(メンバー) アの条項は、20年前の某新興宗教のようなものを防ぐための条項なのかと、私は理解している。名和田アドバイザーに伺いたいが、他の地域はどうしているのか。

(名和田アドバイザー) 他も厳格にしている。氏子会というのは地域に根付いた団体であるというのは私もそう思うが、戦時中に国家神道に統合された。柳田國男等が批判的な有名な文章を書いているが、それまでは国家神道に統合されていなかったもので、宗教というよりは土俗的な民間の伝統行事を取り仕切る団体だった。しかし、その後統合され宗教となつてからは、あの歴史が総括されないままきてしまっているのも、最高裁としてもそこは固く考えてしまう。地域にはいろんな信仰をもった方がおり、そういった事について敏感な方々もいるため、法律上の立場は非常に固いというのが現実である。

(メンバー) 憲法での政教分離は重々承知しているが、何か解釈の方法はないのか。

(名和田アドバイザー) 問題は宗教にあたるかどうかだが、最高裁はあたると判断している。その根拠は、戦時中以降に国家神道に統合していることである。

(メンバー) 地域自治システムの中で、最高裁の立場まで考えて実施するのか。

(名和田アドバイザー) 地方自治体の場合は住民訴訟があり、ごく簡単にやられてしまう。例えばそこにお金が出ているとなると、憲法上の問題にひっかけて違法であるとされてしまうため、行政としてはナーバスにならざるを得ない。

(メンバー) 他の地域はどうかかわからないが、小坪は100年以上の歴史あるお祭りがあって、それに対してどうのこうの言ったら地域から反感を買ってしまう。

(メンバー) ボランティアイズムの団体であれば問題はないが、公金が絡むと問題がある

ということだと思ふ。

(事務局) 自治会、町内会でも全て行えるというわけではないので、ご注意いただきたい。しかしながら、我々も地域の伝統を全く無視してやろうと思っているわけではなく、名和田アドバイザーがおっしゃった様に住民訴訟のリスクはあるので、そこは踏まえた上で地域のご意見はうかがっていきたいと思っている。

(メンバー) 赤い羽根募金もそうだが、自治会、連合会が会費として集めているお金からそのまま募金を出すと違法であり、訴訟でやられてしまう。

(メンバー) ボランティアでやっているのに、行政のお金があると規制が入るという事に引っかかっている。突っ込んで言うと、行政の下請けになることも心配だが、本当の意味でのボランティアになると、我々の労力の点で限界がありここまでのことができるのかというのがある。一番我々が心配しているのは、そういった基本的なことをどうするのかである。

(事務局) 下請けを作ろうとは全然思っておらず、一緒にやりませんかという話をさせていただいている。その過程で、やってはいけない事を排除していくということだと思ふ。

(メンバー) まちづくり計画とあるが、本来それは行政が作るべきものではないのか。それを丸投げするのかという意見も出ている。

(事務局) まちづくり計画という言葉が誤解を招いてしまっているが、ここで言いたいのには、まずは協議会が短期的に何をやるかという計画を立てて欲しいということである。その後協議会が機能した時に、長期スパンでこの地域をどうしていけば良いのかというのを作っていただければ、それに向けて行政も協力をしていきたいということである。何も都市計画法などにあるまちづくり計画の様なものを作って欲しいと言っているわけではなく、同じ言葉にしてしまったので誤解を抱かせてしまった。

(メンバー) ごみの減量化などといったことも、本来的には行政がすべきことであり、それに住民が協力せよというのであればわかることだが、ごみの減量化が協議会に任されてしまうのは違うという思いがある。細かく言えば我々が引っかかっているのはそういうことである。先日の小坪の報告会でも言ったが、大本のやる事は良いが、小骨が何本か引っかかっており、それを除いて欲しい。先ほど、事務局が言われた様な、やってみてまずければ変えるという柔軟な姿勢が担保されるのであれば良いが。

(事務局) 1つの担保は要綱でやるということである。要綱でやるというのは、変えられるという前提である。

(メンバー) 今の制度案は、拡大解釈していけばいくらかでも広がっていく。その辺の心配が非常にあり、事務局が言われるような、まずは目先のことだけやっていれば良いという話だけでは済まない気がする。

(事務局) 続いて、17 ページ下の「8. 住民自治協議会への支援」についてだが、18 ページにかけて意見をいただいている。

次に、「9. 住民自治協議会の設立準備及び設立準備への支援」についてだが、ここでは

協議会を作る上で必ず準備会を作り、規約等を作ってくださいという話をしている。

続いて 20 ページ「10. 地域包括交付金」については、論点を特に示していないが、21 ページにかけて意見をいただいている。沼間小学校区では、現在の案について、「縛りがきつい」「独自の事業についてはそれに相当する交付金があるべき」という意見が出ており、池子小学校区でも同様に、柔軟な規定にしてほしいという意見があった。一方、小坪小学校区では「地域包括交付金を交付し、それを地域で分配するという点について反対」という意見が出された。名和田アドバイザーが沼間小学校区でお話いただいたように、包括交付金制度というのは税金の使い道を、地域の代表である協議会にお任せしましょうと議事が決定するというもので、非常に大きな役割を担っていただくことになるが、あくまで地域の自主性を尊重したまちづくり活動ができることをねらいとしている。当初の交付金の考え方としては、地域共通の「基礎額」と「世帯数加算額」の合計額で、基本的には協議会の円滑な運営を図るための事務的経費程度であり、会報誌の作成などの多少の自主的な活動のための経費といったものである。その中には、地域で活動している団体の既存の補助金は含まれていないという考えである。また、小坪小学校区で心配されているような地域の軋轢を生むようなものではないとも考えている。

(メンバー) 私はこの事で安心はしている。各団体がやっていた事業については、申請制にしていただき、行政が審査した上で出すという形にしてもらえれば良い。

(メンバー) 個人的な意見ではあるが、共通で出すものと各協議会ごとに出すものを、皆で意識合わせした方が良いと思う。

(事務局) 先ほど申し上げた基礎額と世帯数加算額の考えは各小学校区共通であるが、それ以外は選択事業を選択していれば事業と一緒にお金もつくという考え方である。

(メンバー) 選択事業の部分は申請制であるか。

(事務局) そのように考えている。沼間小学校区と池子小学校区では、自由度を上げるべきという意見があり、逆に小坪小学校区では縛りをつけるべきという意見だった。当初行政では包括という考えであったが、小坪小学校区の意見もあったため制限をかける形で工夫をしたいと思っている。先ほどの基礎額については、運営経費と、それが多少余れば自主事業に使っていただくのは地域にお任せする形になろうかと思う。運営費は、印刷代や広報物の配布等と想定している。

(メンバー) 基礎額という話があったが、世帯数加算額というのは、会員の世帯数か、住んでいる世帯の数ということか。

(事務局) その小学校区にある世帯数と考えており、国勢調査ベースであろう。基本的には住民自治協議会の活動の対象は、加入、未加入に関わらず住んでいる地域の方という考えである。

(メンバー) 人数のカウントはどういう考えなのか。

(事務局) 世帯ごとのカウントである。

(メンバー) 世帯単位にすることで問題はないか。

(事務局) 世帯単位で移動することが多いため、人口でやるという方法もあるが、世帯の方が問題はないと思う。

(メンバー) 加入していない地域に対しても協議会が面倒を見ろということか。

(事務局) 面倒を見るというのがどの範囲を言っているかにもよるが、公金の使い方はそこに差別があってはいけない。自治会でもそうだと思うが、加入していない世帯だけ掃除しない、ごみを出させないというわけではないため、そういう事を意図している。その人たちの言う事を聞きなさいというわけではない。

(メンバー) 行政から自治会、町内会に加入せよという指導がない。そうした指導があれば入るところはたくさんある。

(事務局) 少なくとも今は仕組みがないので言えない。

(メンバー) 最初市長が話した時に、自治会に入らない地域が結構あり、協議会を設ければあたかも今まで自治会に入っていなかった人が協議会に入ると言っていたが、そこまで魅力のある組織なのか疑問に感じた。

(メンバー) 逗子小学校区は自治会に入れる心配の前に、自治会を作る心配をしなければならない。

(事務局) 次に、21 ページの「11. 活動拠点」についてである。こちらは、住民自治協議会の活動の拠点となる場の確保についての支援についてで、想定として、沼間は沼間公民館、久木は久木デイサービスセンター跡の施設、池子は池子会館、小坪は小坪公民館で、逗子は今のところ想定している施設はない、ということで懇話会に示した。活動拠点については、協議会と協議しながら決めていくということもあるため、具体的なことは協議会ができてからであると思っている。

(メンバー) 逗子小学校区は市民交流センターに拠点を置くというのは可能なのか。

(事務局) 市全体のための施設なので難しい。耐震の問題はあるが逗子会館が逗子小学校区の拠点にならないかを検討している。あくまで想定ではあるが。

(メンバー) 小坪の場合は、小坪公民館を地域の拠点にすることを決めたのか。

(事務局) 最終的にどうするのかは協議会との相談である。ただ、小坪には小坪公民館しかないと思うので、実際問題としては考えている。公民館については、生涯学習センターとして位置づけを変えていこうという考えはあり、平成 26 年度 4 月を目指していたが、平成 27 年度 4 月からに変更する方針となった。

(メンバー) 各団体から小坪公民館に関して問い合わせがきている。

(事務局) 地域の方に全然お話をしておらず、その説明をする期間が必要であることから、1 年間位置づけの変更を延ばした。

(メンバー) 公民館はそれをアナウンスしてしまっている。公民館が使えなくなり、協議会、連合会に移るといった話もしている。

(メンバー) 公民館は使っている人が多いため、そういう人たちが心配をしている。

(事務局) いずれ正式なお話については、社会教育課と市民協働課で打合せをしているた

め、しっかりと内部で調整をしてから、お伝えをしていきたいと思う。公民館にも正しい情報を伝えたいと思う。

(事務局) 次に、22 ページ「12. 地区担当職員」について、全般的に「前向きな人をあててほしい」「本気で地域に入ってほしい」「優秀な人材を派遣してほしい」という期待の高い意見があったが、「市の職員が来て支配、リードするのはいかがか」という意見もあった。基本的に、地区担当職員は兼務で任命され、市と地域のパイプ役であり、市の窓口的な役割を担う。地域に常駐したり、社会福祉協議会の職員のように地域を回って見守りのコーディネーターしたり、というような役割を担うことは想定していない。今まで通り、例えばごみの関係なら直接資源循環課へ問い合わせいただいても構わないが、相談先のわからない案件について地区担当職員に言っていただければ、確実につなぎきちっとフォローをしていく。また情報提供も行う。地区担当職員は、基本的には次長をリーダーに、各部から職員が出てくるため、一つの小学校区に全ての部に所属する職員がそろう想定である。

(メンバー) 重要なところだと思うが、校区懇話会では各自好き勝手に認識して意見を言っている印象がある。例えば、専門なのか兼業なのかという意見もあり、しっかり合意形成をすべきである。

(メンバー) 最初は常駐する印象を受けていたが、今の話だと今までよりも市への話の通りをよくするという点で良いのか。

(事務局) ぜひそうしたいと思っている。

(メンバー) 市民協働課とはどういう関係になるのか。今まではそういうところがないため、市民協働課にいろいろ相談をしていたが。

(事務局) 基本的には協議会とは地区担当職員が連絡役となる。市民協働部担当部長が地区担当職員のまとめ役となっており、その上に市長、副市長がいるため、全体のとりまとめは市民協働部になる。

(メンバー) 今は市民協働課が地域の関係の窓口であるが、暫定的に任命されており、今後新たに専門の部署を作ることなのか。

(事務局) 今の想定はそういった課を作るという考えはなく、チーム制でやっていく方針である。一つの課にまとめてしまうとその課しかやらなくなってしまうため、全庁的に対応する目的で各部局から兼職にして出すという形をとっている。その職員をリードするのは、市民協働部担当部長や経営企画部長であり、そこを更に市長が束ねればまわっていくのではないかと考えている。

(メンバー) 地区担当職員への研修というか、意識の統一は市の方で全部やってもらえないといけない。結局は縦割りが問題になる。次長クラスは大丈夫だと思うが、担当者が動きやすい様に課長も含めて教育は徹底して欲しい。

(事務局) おっしゃるとおりだと思うので、承知した。

次に、22 ページの真ん中ぐらいから最後の 24 ページまでの「13. その他」は、こちらで用意した資料 4 の各項目には振り分けしにくい意見等をまとめたものである。地域住民

のニーズをどのように汲みあげるのか、自治会のメリットはなにか、協議会は行政の下請け機関になってはいけない、などさまざまな意見をいただいているが、逗子小学校区では協議会の運営についての意見が多く出された。協議会の運営にあたる人材の量、質の確保、運営に係る負担、こうしたことはどの地域でも共通の課題になるかと思う。

(メンバー) その他に出ている項目について、意見としてとりまとめるだけではなく、懇話会メンバーでまとめて方向性を出さなくてはいけないのかなと思うが、いかがか。明らかにわがまま身勝手に言っているという項目もあれば、明らかに回答しなければいけない項目もあると思う。

(事務局) その他の項目は制度を作っていく上で回答していかなければならないと思っており、制度のたたき台を作った上でご意見をお聞きする会を設けたいと思っている。そして、パブリックコメントや説明会という場を経た上で、一つの形にまとめたら、まず組織の作りのようなところに入っていきたいと思っている。

(メンバー) パブリックコメント、説明会の時までにつぶせるものはつぶしたいというだけなのだが。

(事務局) 全体懇話会は今日で終わるが、ぜひ呼んでいただきご意見をいただければ仕組みの方に反映し、より良い形にしていきたいと思っている。

(メンバー) 住民自治協議会が複数の地域でスタートしたとして、住民自治協議会の全体連絡会の様な機会を設けるのか。

(事務局) 住民自治協議会のスタートがかなりずれると思っており、5小学校区がそろった連絡会は当初は難しいと考えている。

(名和田アドバイザー) スタートがずれた場合でも、オブザーバーとしての出席も認めるという形もある。

(事務局) そういった形で良いのであれば、機会を作っていくことも良いと思う。

(メンバー) 例えば、沼間でスタートした時に、これから立ち上げていく地域が参考にしたいといった時や、先んじてスタートした地域同士の連絡共有ができると、中心になって進める方々の負担も減ると思う。

(事務局) 中心になる方が決まっていれば良いと思うが、今回は準備会や協議会の中心を担ってもらおうというお約束で全体懇話会に出てきてもらっているわけではないため、そうしていただけるとありがたいが、この先に5小学校区集まる時に今日お集まりの方に再びお声かけするのは、当初のお約束と違ってしまう。

(メンバー) そうした仕組みは、今後の流れを見るためにも必要だと思う。

(事務局) 地域の方々が良いのであれば、前向きな提案だと思うので、検討していきたいと思う。

(メンバー) 私は横断的組織にいるため、自治会・町内会の活動は間接的にしか聞いていないが、この資料を読めば良し悪しは別にして地域の見当がつく。しかし、事務局が遠慮して事態に対して問題点をピックアップしたように見える。少しでも議論を前進させてい

くためには、規約などももっと具体のたたき台を作って進めていかないといけなかったのではないか。

(事務局) 行政が協議会の規約の原案を作ってどうですかという形は、地域の方が作る分に入り過ぎてしまうという気がする。ただ、これから先は一緒に作っていきたくて思っており、行政側の方が規則は作り慣れているため、地域の意向を受けた中でこんなのはどうかと示す形も考えていきたいと思う。

(メンバー) 今ここにいらっしゃる方々は熱い思いで取組んでいると思うが、全市的に見るとほとんどの方は知らないと思う。枠外にある人をどんどん拾い、皆が安心して安全に生活していくということが目的であると思うので、ここには目的が明記されていないため、目指していることを簡単な言葉で示した方が良いと思う。

(事務局) 制度案の周知はこれからも強くやった方が良いと認識している。

(メンバー) 先日 NHK で鳥取モデルについてやっていた。メンバーがおっしゃっていたように池子は10年くらいかかったとの事だったが、10年は小学生も大人になる期間である。逗子小学校区はまちの真ん中にあるので地域の見守りを受けづらく、小坪や久木がうらやましいと思っていたものの、今までは地域の方が学校に来てもらうという感覚でいたが、その番組を見て、子どもたちがまちの清掃など地域に出ていくという機会も必要だと思った。子どもたちが自然にまちに入っていける形になれば良いのではないかと思った。

(事務局) まさに住民自治協議会は小学校区という小学校を中心とした考えであり、子どもや子育て世代の比較的若い方と、現在自治会、町内会の運営をされている、比較的子育てがひと段落した方々が一緒になってやることで、活動の広がりが生まれるというのも期待される効果の一つであるため、そのあたりも肝に銘じてやっていきたい。

(メンバー) そういった取り組みは、学校長のありようによって全然違うと思う。今まで我々がやってきたなかで、何度アプローチしても結局は変わらない。また、過去4年くらい子どもたちがハザードマップを作成するというのをやってきているが、今度の学校長はゆとり教育でなくなったから時間が取れないの一点張りであり、地域のつながりを無視した感じである。

(事務局) そういう意味でも、地域自治の仕組みの検討の中で教育委員会や、校区懇話会では学校長や教頭先生に参加してもらってきた。

(メンバー) 学校長が協議会に入ってきたとしても、各校長の考え方が異なるため難しい。

(メンバー) 市内で地域活動されている団体の方々が本日欠席されているというのは非常に残念である。どういう背景があつてかはわからないが、もっとも重要な団体が欠けるといっているのはどういうことなのか。

また、何度も言っているが、拙速すぎるというのがはっきりしている。地域福祉計画を行っているセクションがあげてきているのであれば良いが、そうではないため困惑している。地域包括ケアもやらなければいけず、地域福祉計画の見直しもしないといけないのだが、今までやったものを我々に見せず、担当セクションだけでやっているのが非常に怖い。

住民の4つの主体形成として、自分たちの地域は自分たちでまちづくりを考えられる住民を作ること、実践し自ら参加してまちを良くする喜びを感じることを、制度やサービスを利用する力をもつこと、政治的契約的にそういったことができることとというのがある。これらができるためには普段からの福祉教育や学習の機会がないと住民は育たない。

(事務局) 拙速というご意見もあったが、やってみてはというお話もいただいているため、全体懇話会という場は終了し、次の段階に進めさせていただきたい。ただ、今後意見を伺わないというわけではなく、先ほどお話しとおりに地域からお呼びいただければ出向くし、12月中ごろからパブリックコメントを行う予定であり、それをできるだけPRしていきたいとも思っている。

○ 名和田アドバイザーからの総評

議論を聞いてワクワクした気持ちになり、すごいなと感じた。だいたいこんなところで制度設計させてみようかという合意形成がされたのだと思う。ただそれはフリーハンドで与えたわけではなく、4つの留意点があり、それを含んだ上で制度設計をしてみろということなのだった。

1つ目は、成長していく制度であるということだ。だから要綱という柔軟な形式にしており、不都合があれば変えていき成熟した制度にしていくということだ。2つ目は、設立から成熟するまで10年という話があった。早期にこういった制度を導入した中野区は全ての地域で組織ができるまでに10年近くかかった。全ての小学校区でぱっと立ちあがるものではなく、地域の事情を考慮して納得を得ながら進めていく、漸進的設立ということである。3つ目は、一方で早くやってみたいという地域と、一方で拙速を避けたいという地域があったので、段階的設立という、制度の中に2つくらいの類型を設けてステップアップしていくという制度設計も場合によっては考えられるかもしれない。伊賀市の制度は2段階にしており、結果的には敷居の低い制度は使われなかったが、お試しをしたいという地域が使える仕組みを作るというのも必要ではないかと感じた。最後に、全市的協議の場を持つことが必要と思った。事務局が言ったように、段階的、漸進的に設立した場合に、代表がいない地域をどうするかというのものもあるが、オブザーバーなど何かしら工夫をして、全市的協議が実質的に行われる場を作り、制度が成長していく事を保障する事が必要ではないかと思った。